

第15回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 平成29年4月7日(金) 午後4時00分～午後5時15分
2. 会 場 保健福祉センター2階 健康研修室(役場本庁前)
3. 出席委員 【農業委員】(13人)
1番 小谷健児、2番 野坂賢思、3番 藤田清子、4番 藤原 忍、5番 濱口佳史、
6番 山中 讓、7番 金子孝子、9番 宮川陽子、10番 堀野裕一、11番 篠田 開、
12番 福留康弘、13番 松本昌子、14番 吉尾好市
【推進委員】(6人)
1番 大石正幸、2番 弘瀬正彦、3番 平野幸敏、4番 宮川建作、5番 篠田 博、
6番 尾崎澄夫、
(事務局：局長 宮地・書記 森下)
4. 欠席委員 【農業委員】(1人) 8番 伊芸精一、
【推進委員】(1人) 7番 福井正一
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 議案第1号 農地法第4条許可申請(1件)
議案第2号 農地法第5条許可申請(4件)
議案第3号 非農地証明願について(1件)
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について
議案第5号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議
 - (3) その他の討議・報告事項について

議 長 只今より第15回農業委員会4月定例会を開催したいと思います。
本日の欠席委員は農業委員の伊芸精一委員と推進委員の福井正一委員の2名です
ので本日の会は成立いたします。
本日の議事録署名人2名を指名させていただきます。本日の議事録署名人は藤田清
子委員と藤原忍委員の両名にお願いします。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。議案第1号農地法第4条許可申請に
ついて1件出ています。事務局の説明を求めます。

その前に、願出人が〇〇委員の〇〇になるということで、退席をお願いします。

事務局 それでは議案第1号の農地法第4条許可申請について1件出ています、御説明をい
たします。議案書の1ページを御覧下さい。議案第1号農地法第4条転用を目的とし
た農地の権利移動の規定による許可申請について、願出人の住所、氏名は議案書記載

のとおりです。願出地は①黒潮町御坊畑字ム子 184 番 5、畑、15 m²。②黒潮町御坊畑字ム子 184 番 10、畑、69 m²です。理由として、既存墓地への道が狭く急であり、墓参り等に支障をきたしているため、申請地へ墓地を移したい。御坊畑地区内の墓地を改装・新設する計画のある者と共同して造成する。184 番 2、184 番 3、184 番 4、184 番 6 の土地は、土地代金はなく、無償譲渡することとしている。墓地を新設する希望者がいることから、184 番 7、184 番 8、184 番 9 の土地を分割したが、墓地を改装・新設する希望者は、2～3 年先の予定で墓地への転用を計画しており、カッコして無償譲渡となっています。それまでは、現状のまま利用する。という申請理由になっています。

それでは、3 ページから 13 ページを参照ということで、3 ページをお願いします。

まず、3 ページに申請地として位置図を記載しています。まず、右の国道の田の口小学校から中村寄りの所から御坊畑に入りまして、地区に入りますと左側に橋があります。それを渡っていきますと集会所があります。そこを少し下りますと申請地があります。4 ページが同じく写真、5 ページが同じく拡大した写真です。6 ページは複製図です。この中の黄色い部分がこの申請に該当する部分です。真ん中にあります 184 - 5 と周りが黄色く塗られた通路部分がありますが、申請者の名義とする部分です。次の 7 ページをお願いします。これは法務局の公図に色塗りをしたもので、先ほどの説明と同じです。8 ページをお願いします。真ん中の 184 の 5 ということで墓地に申請部分です。その下に黄色で数字を塗っていますが、184 の 10 ここが通路になっています。その下に断面図がありますが、緑の部分が切り取り部分で、あとをコンクリートで施工して 60 センチ下がるようになっています。9 ページをお願いします。排水計画図で墓地が出来上がった時の水の流れを記載しています。水色で書いた矢印の方に流れる。この図でいうと隣接の道に流れます。

10 ページをお願いします。墓地の計画図です。11、12 ページをお願いします。これは現況の写真です。現在は畑で何も植えられていない現状です。隣には墓地があります。13 ページをお願いします。今までに出てきた墓地の分筆を写真上に複製したものを掲載しています。以上となっていますが、事務局としては問題は無いと思います。以上です。

議 長 今事務局からの説明が終わりましたが、この件について担当委員さん。

〇〇委員 この件について問題はない。〇〇推進委員に補足をお願いしたい。

議 長 〇〇推進委員。

〇〇推進委員 11 ページ見てください。隣の墓は、私の墓。11 ページの右側の 184 の 10、畑、69 へイメイの、矢印を引いているところは見えないけれど墓地になっているので、問題は無い。昔から墓地になっている。

議 長 担当の方からの説明は終わりました。この件について質問があればお願いします。
(質疑なし)

議 長 別にないようでしたら、承認を受けたいと思いますが、よろしいですか。
この件について、承認されます方の挙手をお願いします。
(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。議案第 1 号につきましては承認されました。

続まして議案第2号農地法第5条許可申請、県知事許可について4件あります。

〇〇委員を入れてください。

事務局
議長

まだ、あります。

すいません。まだあるそうです。

それでは、議案第2号お願いします。

事務局

続しまして、議案第2号農地法第5条許可申請について、4件出ています。

御説明をさせていただきます。まず、1ページをお開きください。そこにあります議案第2号農地法第5条転用を目的にした農地の権利移動の規定による許可申請4件ということで、これは先ほどの第1号議案の〇〇〇〇さん以外の方の墓地の申請です。地番につきましては、譲渡人につきましては先ほどの〇〇〇〇さん、譲受人が〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんとなっています。理由といたしましては、譲受人の要望ということで、先ほどの理由と同じになりますが、既存墓地への道が狭く急な坂道であり、高齢により墓参り等に支障をきたしているので点在する墓地を申請地にまとめて新設したい。という理由になっています。

まず、〇〇〇〇さんの墓地についてですが、14ページから19ページということで、14ページをお願いします。申請地については、先ほどの議案の所と同じです。15ページをお願いします。先ほどの墓地の平面図と同じになりますが、ここの赤線で蛍光ペンで縁取りしている区画が、〇〇〇〇さんの申請地になります。併せて排水計画図ということで、排水も記載されていますが先ほどと同じです。16ページについても同じです。切り盛り造成についても先ほどの説明と同じです。17ページをお願いいたします。17ページにも位置的な記載をしており、内容としては同じです。18ページについても法務局の図面が付いており、分筆されている内容で区画については今までの説明どおりです。19ページをお願いいたします。19ページについては、墓地の予定墓地の図面を記載しています。以上です。4件続いていきましょうか。

議長
事務局

続けてお願いします。

分かりました。続いて〇〇〇〇さんの件について、20ページから24ページで20ページをお願いいたします。墓地の〇〇〇〇さんの区画の位置がピンク色で縁取りされた部分です。内容的には今までと同じです。

続しまして、〇〇〇〇さんについて御説明させていただきます。25ページから29ページになります。ここも同じく区画で言いますと蛍光ペンで縁取りした184番地の4という所が〇〇〇〇さんが予定している所です。後はさっきと同じです。

続しまして、〇〇〇〇さん、30ページからになりますが同じく30ページの平面図の中に位置を示した、蛍光ペンで塗った所が〇〇〇〇さんが予定している墓地の所となっております。内容的には以上です。

議長

はい、今、事務局より説明がありました。場所も同じ所ようですし、先ほどの担当からの説明も同じだと思います。この件について意見なりある方お願いします。

これは、無償ということになっていますが。

〇〇推進委員 無償ですが、その分を墓を造るのに負担をすると聞いています。

議長

本人同士の話し合いのことですので分かりました。この件について質疑はありません

んか。

(質疑なし)

なければ承認を受けたいと思います。承認されます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、挙手全員でございます。

議案第 2 号についても承認されました。

それでは、〇〇委員入室しましたので議案第 3 号非農地証明について 1 件出ておりますが、事務局の方より説明をお願いします。

事務局

それでは、2 ページをお願いします。議案第 3 号非農地証明願 1 件ということで、住所〇〇〇〇、〇〇〇〇さんから出されています。願出地というのが 3 筆ありまして、伊田の字岸ノ川 2703 番、田、62 m²。同じく伊田岸ノ川 2705 番、田、158 m²。同じく伊田ツイ田 2951 番 5、畑、502 m²となっております。願出理由というのが、2703 番、2705 番の土地は、昭和 30 年頃、杉を植林し、「山林」となっている。2951 番 5 の土地は、昭和 40 年頃より、耕作を放棄し、現在は灌木、雑草が繁茂している状況となっているので非農地証明をお願いします。ということで非農地証明願となっております。それで 41 ページから 43 ページをお願いします。41 ページに位置的なことを記載した位置図を載せておりますが、場所的には黒潮消防署から北の方に入ったところと、同じく伊田トンネル入り口から南側になるところの 3 筆となっております。42 ページも同じく、その拡大航空写真となっております。43 ページも同じです。前任者の山本に聞くところによると、現地まで行っていましたが、現地確認は不可能というような状況になっているので、水土里(ミドリ)ネット、先ほどの航空写真がありました。それで地番を確認して現地確認としたい。現地確認は不能ということです。それと付近からみても山林となっているため、復元は困難というように判断します。と聞いています。事務局からは以上です。

議長

事務局より説明がありましたが、担当委員さん補足説明があればお願いします。

〇〇さん。はい。

〇〇推進委員

私の地元ですので、実際、私が知ってからは作っておりません。ふとい山になって植林いうたち植林も、ざまなもんになっちゃうと思うがやけど、田んぼに植えたということで、畑や田んぼに利用出来るようなものではありませんのでよろしく願います。

議長

はい。今、担当さんの方から説明もありましたが、もう山で農地としては認めがたいということですが、この件について何か意見ある方おりませんか。

(質疑なし)

場所も確認できづらい所ようですが、それではこの非農地として承認を受けたいと思いますが、承認をされます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、挙手全員でございます。議案第 3 号につきましては承認されました。

続きまして、議案第 4 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題にします。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第 4 号について御説明いたします。お手元にお配りしております議案

書がありますが、それを御覧いただきたいと思います。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ということで今回御承認していただければ 4 月 10 日に公告を予定しております。すみませんが次のページをお開きください。利用集積の状況を記載しております。主に借受人ですが、〇〇〇〇さんが 2 筆、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんから、ミョウガを作るために借り受けるということになっています。それからその下が、住所 〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、この方が果樹ということで左の方から農地を借り上げる。主に田野浦のヤリガサヤの辺りですが、借り受けるということになっております。それから次のページにいきまして、〇〇〇〇さん、この方が 3 筆 1 人の地権者の方から借り受けてニラの栽培をされるようです。それから〇〇〇〇さんという方が、〇〇〇〇〇さんから借り受けて、ここはハウスが建っているところですが、借り受けてピーマンの栽培をやられるようです。それからその下にいきまして、公益財団法人高知県農業公社が借り受ける、これは農地中間管理機構の事業で利用権の設定をする分になろうかと思いますが、左の方が農業公社に貸すようになります。次のページをお願いします。次のページも同じく農業公社に貸される方の記載になっております。続きまして次からは、ここにも書いてありますとおり、農地中間管理機構と〇〇〇〇〇との貸借になる分でございます。左に貸付人の名前がありますが、これも農業公社が借り受けて、〇〇〇〇〇に貸すという中間管理機構の事業でございます。それから次のページも同じ内容となっております。次のページも同じ内容です。すみません〇〇〇〇〇さんが借り上げる分から下が、中間管理機構と〇〇〇〇さんとの間で貸借になるというような利用集積になっております。以上です。

議 長

今、説明がありました。分かりましたか。

意見が無いようでしたら承認を受けたいと思います。

(質疑なし)

承認されます方挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

はい、挙手多数でございます。議案第 4 号は承認をされました。

続きまして、議案第 5 号認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議が、出ておりますが事務局の方より説明をお願いいたします。

事務局

議案第 5 号について、議案第 5 号と書いてある資料を御覧ください。1 枚めくっていただいて〇〇〇〇さんという農家で、この方は認定農業者の方で、すみません 3 ページを見ていただいた方が分かりよいかと思います。今回 AP ハウスで中古のハウスを購入されるということで、資金を利用してハウスを購入したい。ハウスは〇〇〇〇さんのハウスで中古ということになりますが、このハウスの取得について中段にあります、この借入に関する事業計画ということで、事業費としてその欄の右の方に金額がありますが、〇〇〇〇〇〇〇円というようにありますがそれが事業費になります。面積的には AP ハウスで 26 アールのハウスになっております。それでこの〇〇〇〇さんについては、今のハウス 20 アールを経営されているようですが、そこは新たに黒潮町で今年から〇〇〇の方がハウス栽培の経営を始められるようで、その方に貸すということで、同じく栽培品目はピーマンを栽培されるようです。その〇〇〇の方は、

町の認定新規就農者ということで認定されているようです。内容については以上です。

議 長 今、事務局の方より説明が終わりました。目をとおしていただいて、何か質問のある方お願いします。

これは被覆新設 PO 代ということになっているが、ポリ代ということか。ハウスも購入か、それに張るポリ代も含まれているのか。

事務局 そういうことで聞いてます。

議 長 場所はどこになっているのか。

事務局 県営圃場整備の早咲と加持がありますが、その加持側の辺りになります。

議 長 今、説明が終わりましたがこの件について質問はありませんか。

質問は無いですか。

(質疑なし)

なければ承認を受けたいと思います。この件について承認をされる方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、挙手全員でございます。5号議案については、承認されました。

その他の討議について事務局より説明をお願いします。

事務局 2017年度(平成29)定例農業委員会予定表について説明。
農業委員会活動記録セットについて説明、配布する。

議 長 本日はこれで閉会にしたいと思いますが長時間審議いただきましてありがとうございました。

(午後5時15分終了)